

# オアシスクラブ10年限定会員 利用規程

## 第1章 総則

### 第1条 用語の定義

本規程	この規程
法人会員	オアシスクラブ会員に従いオアシスクラブ10年限定会員となった法人もしくはこれに準ずる団体
当社	株式会社セラヴィリゾート泉郷

### 第2条 本規程の適用範囲

本規程は、当社及び利用対象者を拘束します。

### 第3条 本規程の変更

- (1) 当社は、本規程を変更することがあります。その場合には、変更後の本規程に従うことになります。  
(2) 当社が本規程を変更する場合には、変更の効力が発生する3ヶ月前までに変更内容を会員に対し開示します。

### 第2章 10年限定会員

#### 第4条 10年限定会員の権利

- (1) 当社は、10年限定会員に対し、入会金並びに初年度年会費の支払を条件に会員カード2枚と、当該利用年度の年会費の支払を条件に1利用年度あたり15枚(利用年度途中での入会時には当社が別途定める枚数)の利用クーポン券を発行します。  
(2) 利用対象者は、有効な会員カード又は利用クーポン券を本規程の規定に従い使用することにより、会員利用料金にて利用対象施設を利用できます。  
(3) 10年限定会員は、優先予約の権利を有します。

#### 第5条 利用対象施設

- (1) 利用対象施設は、当社が別途指定する施設及び付帯施設とします。  
(2) 利用対象施設のうち、当社が自ら運営している施設以外の施設については、第3条の手続きを経ずに変更・廃止される可能性があります。予めご了承ください。

#### 第6条 利用年度

4月1日から翌年の3月31日までを1利用年度とします。

#### 第7条 利用対象者

- (1) 会員カード使用時の利用対象者は、10年限定会員の役員及び従業員並びにこれらの同行者となります。ただし、第3章に規定する制限事項がありますので、ご注意ください。  
(2) 利用クーポン券使用時の利用対象者は、利用クーポン券保有者及びその同行者となります。ただし、第4章に規定する制限事項がありますので、ご注意ください。

#### 第8条 退会時の扱い

権利期間内の利用年度途中にて退会した場合、該当利用年度末までは、有効な会員カード又は利用クーポン券を本規程の規定に従い使用することにより、会員利用料金にて利用対象施設を利用できます。

#### 第9条 年会費

10年限定会員は、毎年2月末日までに、次利用年度の年会費を当社に支払う義務を負います。

#### 第3章 会員カード

##### 第10条 会員カード

- (1) 当社は、10年限定会員に対し、会員権1口につき2枚の会員カードを発行します。  
(2) 利用対象者は、会員カードを使用することにより、利用対象施設を会員利用料金で利用することができます。  
(3) 会員カード使用時の利用人数及び利用料金に制限はありません。なお、次条に規定する使用時の制限事項がありますので、ご注意ください。

(4) 会員カードは、年会費の支払を条件に、退会の効力発生日まで有効に使用できます。

(5) 会員カードを紛失した場合、再発行には再発行手数料2,000円(消費税別)が必要になります。

会員カードの再発行後は、従前の会員カードは一切使用できなりますので、ご了承ください。

(6) 会員カードの有効性判定は、当社の会員管理台帳を基準とします。

#### 第11条 会員カードの使用方法

- (1) 会員カードは、利用対象施設のチェックイン時に原本を提示することにより使用します。原本以外(コピー等)の提示は、会員カードの使用と認められません。宿泊時に会員カード原本を保有されていない場合、会員利用料金ではなく、一般料金を頂きますので、予めご了承ください。

(2) 会員カードは、当社が別途定めるシーズンカレンダーのBシーズン、CシーズンおよびDシーズンに属する日のみ使用できます。

(3) 有効な会員カードは、10年限定会員の役員及び従業員だけが使用できます。なお、使用時に10年限定会員との関係を確認することがございますので、予めご了承ください。

#### 第4章 利用クーポン券

##### 第12条 利用クーポン券

- (1) 当社は、10年限定会員に対し、年会費の支払を条件に、会員権1口につき1利用年度あたり5枚の利用クーポン券を発行します。  
(2) 利用対象者は、利用クーポン券1枚を使用することにより、利用対象施設の1室又は1棟の定員数まで会員利用料金で利用することができます。

(3) 利用クーポン券は、券面に記載された有効期限内ののみ有効です。券面に記載された有効期限後は無効となり、使用できなくなりますのでご注意ください。

(4) 利用クーポン券は、その理由を問わず再発行いたしませんので、予めご了承ください。

#### 第13条 利用クーポン券の使用方法

- (1) 利用クーポン券は、利用対象施設のチェックイン時に原本を提出することにより使用します。  
(2) 利用クーポン券は、全てのシーズンで使用することができます。ただし、Aシーズンにおける優先予約に基づく利用時には、会員権1口につき1泊当たり1枚の利用クーポン券しか使用できません。

(3) 利用クーポン券は、券面に会員番号と10年限定会員の記名と利用クーポン券使用者の記名があれば、どなたでも使用できます。

#### 第5章 利用方法

##### 第1節 予約

###### 第14条 予約

- (1) 予約は、利用対象者が当社に予約を申し込み、当社がこれを承諾することにより成立します。  
(2) 予約が成立した場合、当社は、利用対象者のために、利用希望日における利用対象施設の部屋又は棟を確保しておきます。なお、確保しておく部屋又は棟並びにその数は、予約時の利用希望人数に応じたものとなります。

- (3) 当社は、予約が成立した場合で、利用対象者が希望したとき、ご案内書を送付します。  
(4) 当社が本規程において予約を確約している場合を除き、当社は、予約申し込みを承諾しないことがあります。予めご了承ください。

(5) 当社は、予約申し込みの受け付け際に、以下の事項を確認します。

- ①会員名義及び会員番号  
②ご利用になる方々の代表者の氏名  
③ご利用を希望される施設の名称  
④ご利用を希望される日・期間  
⑤ご利用を希望される人数及び内訳  
⑥ご連絡先(ご自宅と携帯電話等、日中の連絡先)  
⑦施設までご利用される交通手段  
⑧ご到着予定期間  
⑨会員カードを使用されるかーボン券を使用されるかの別  
⑩その他ご要望事項  
(6) 付帯施設の利用又は食事の予約は、宿泊の予約申し込みの際に同時に申し込みください。  
(7) 予約申し込みの際に、特定の部屋や棟を指定することはできません。ただし、宿泊プランで指定されている場合を除きます。  
(8) 予約申し込みは1件につき7連泊を上限とします。8連泊以上を希望する場合は2件以上の予約申し込みが必要となります。  
(9) 同一時点での予約の成立が可能な件数には上限があり、会員カード1枚につき10件までとします。

###### 第15条 シーズン区分及び優先予約期間

(1) シーズン区分及び優先予約期間は、以下の基準に従い、利用年度毎に当社が指定します。

Aシーズン	ゴールデンウイーク、夏休み、年末年始
Bシーズン	Aシーズンを除く比較的混雑が予想されるシーズンや連休等
Cシーズン	A・Bシーズンを除く比較的混雑が予想されるシーズン及び土曜日・休前日
Dシーズン	A・B・Cシーズンを除く日曜日～金曜日
優先予約期間	Aシーズン及びBシーズンの前後の期間

(2) 優先予約期間の予約は、会員間の利用の平等化を図るため、まずは優先予約による予約申し込みを受け付け、優先予約による予約成立後、フリー予約による予約申し込みを受け付けます。

###### 第16条 優先予約期間の予約の方法①(優先予約)

- (1) 優先予約の申し込みは、当社が別途指定する申込期限までに、事前に当社が送付する「優先予約申込書」を用いて申し込む方法によります。優先予約の申し込み数が定員数を超えた場合には、予約の成立は抽選によります。  
(2) 優先予約の申し込みの権利は、①ゴールデンウイーク②夏休み③年末年始の各期間毎に、会員1口につき権利が付与されます。  
(3) 当社は、フリー予約受付開始日の前日までに、優先予約の成否を優先予約申し込み者に通知します。

###### 第17条 優先予約期間の予約の方法②(フリー予約)

- (1) 前条に定める予約以外の優先予約期間の予約申し込みは、当社が別途指定するフリー予約受付開始日より、予約センターにて先着順で受け付けます(営業担当者では、予約申し込みを受け付けません)。ただし、これは予約を確約するものではありません。  
(2) 優先予約期間の宿泊プランは、1泊2食付プランのみの設定となる場合があります。予めご了承ください。

###### 第18条 優先予約期間以外のシーズンの予約の方法

優先予約期間以外の期間の予約申し込みは、利用予定日(連泊の場合は宿泊日ごと)の6ヶ月前(「予約受付開始日」)より、予約センターにて先着順で受け付けます(営業担当者では、予約申し込みを受け付けません)。ただし、これは予約を確約するものではありません。

###### 第19条 予約センター

- (1) 予約センターは、原則として、日曜日と祝日が休業日となります。又、年末年始の一定期間も休業日となります。当該利用年度における休業日については当社が別途指定します。  
(2) 予約センターの営業時間は、午前10時から午後6時までとなります。  
(3) 予約受付開始日が予約センターの休業日に当たる場合は、その翌営業日から予約の申し込みを受け付けます。

###### 第20条 団体予約

- (1) 団体利用 同時に利用される利用対象者の人数が15名以上で、かつ、1泊2食付きプランで利用される場合は、団体利用となります。

###### (2) 予約受付開始日前の予約

団体利用については、フリー予約受付開始日よりも前であっても、利用予定日(連泊の場合は宿泊日ごと)の6ヶ月前より予約を受け付けます。ただし、これは予約を確約するものではありません。

###### 第21条 予約の取消・変更

予約の取消・変更に関しては、キャンセル料が発生する場合があります。詳細は、当社が別途定める予約変更・取消規程に従います。

###### 第22条 料金

- (1) 利用対象者は、施設の利用に際しては、宿泊料金等の料金を支払う義務を負います。詳細は、当社が別途定める「オアシスクラブ宿泊料金表」等の規定に従います。詳しくは「オアシスクラブご利用案内」をご確認ください。  
(2) 「オアシスクラブ宿泊料金表」は経済状況の変動等の理由により、やむを得ず利用年度中に変更される場合があります。予めご了承ください。

###### 第23条 宿泊の方法

利用対象者には、施設の利用に際し、遵守いただく事項があります。詳細は、当社が別途定める宿泊料金に従います。

以上

令和元年9月1日 制定・発効  
令和2年4月1日 改訂  
令和5年4月1日 改訂

セラヴィリゾート泉郷

# Oasis Club

## オアシスクラブ10年限定会員

### ・オアシスクラブ会則

### ・オアシスクラブ10年限定会員 利用規程

Q Cest la vie Resort  
IZUMIGO

# オアシスクラブ会則

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本クラブは、オアシスクラブ(以下「本クラブ」という)と称する。

### 第2条(目的)

本クラブは、クラブの普及と発展に努め、会員の健康増進を図ると共に、相互の親睦を図り、健全なクラブライフの創造と文化の向上に資することを目的とする。

### 第3条(施設等)

本クラブは、前条の目的を達成するため、株式会社セラヴィリゾート泉郷(以下「会社」という)が所有又は経営もしくは提携する宿泊施設及び付帯施設のうち、会社が本クラブの用途に供するものとして指定した施設(以下「施設」という)を利用できる。

### 第4条(協力義務)

本クラブと当社とは、それぞれの目的を相互に理解し、協力して施設の維持とクラブの円滑な運営を図る。

## 第2章 会員

### 第5条(会員の種類)

1.本クラブは会員制とする。

2.会員は第7条1項で定める資格を有し、かつ、同条3項に定める手続を経てクラブに登録された者でなければならない。

3.会員の種類は次のとおりとする。

(1)通常会員

(2)ファミリア会員

(3)10年限定会員

(4)法人特別会員

(5)タイムシェア会員

(6)わんわんパラダイス会員

4.会社は必要に応じて新たな会員の種類を設けることができる。

5.施設の廃止その他会社の経営方針により、特定の施設又は部屋に対して専有利用権を有するタイムシェア会員又はわんわんパラダイス会員が、同人の専有利用権の対象である特定の施設又は部屋の利用をすることが困難となった場合には、特段の事情なき限り、タイムシェア会員又はわんわんパラダイス会員は通常会員となる。

### 第6条(会員の定員数)

1.会員の総口数は、施設の1客室(戸建て別荘は1棟を1客室と、ホテルは1室を1客室とそれぞれ計算する)当たり20口をもって、基準会員口数とする。但し、一般ビューティーの利用は、経営の効率化を図るために、会員の利用に支障のない範囲で会社の裁量により決定できる。

2.会社は、会員に欠員を生じたとき又は施設の増設又は増改築もしくは提携などにより宿泊施設の収容力が増加したときは、前項基準に従い会員の追加募集を行うことができる。

### 第7条(会員資格)

1.会員は、健全な社会生活を営む善良なる個人又は法人であって、かつ、本クラブの目的に賛同する者でなければならない。

2.次のいずれかの事由に該当し、もしくはこれに該当するおそれがあると認められる者は、本クラブの会員となることができない。

(1)会員が破産手続開始、再生手続開始、差押、仮差押、仮処分、滞納処分、手形・小切手等の不渡処分又は銀行取引停止処分を受けたとき

(2)会員およびその関係者が、暴力団又はこれに関係する団体その他特殊団体に所属する者又はそれに関連する者と認められたとき

(3)会員資格や入会目的などを偽って入会したことが明らかとなったとき

(4)会員が解散又は行方不明もしくはこれに準ずる状態となつたとき

(5)第16条各号のいずれかの事由に該当するとき

(6)会員が契約書、会則、利用規程等に違反したとき

(7)その他クラブ会員としてふさわしくないと会社が判断したとき

3.本クラブに入会を希望する者は、以下に定める全手続を履践することにより、会員資格を取得する。但し、会社は、会員資格取得前といえども、入会契約締結後ににおいて、会員に準じて施設の利用を認めることがある。

(1)会社指定にかかる入会書類の全てに必要事項を記載のうえ、これを会社に提出すること

(2)会社による資格審査により会社の承認を得ること

(3)会社と入会契約を締結すること

(4)入会契約金及び初年度年会費の全額を支払ったこと

### 第8条(更新及び退会)

1.会員資格は、年会費の支払いにより1年間毎の自動更新とする。ただし、10年限定期間は年会費の支払いにより会員資格取得日から10年間を会員資格期間とし、会員資格期間終了をもって自動退会となる。

### 第2章 会員の権利と義務

#### 第9条(会員の権利)

2.前項の定めにかかわらず、会員は、本条所定の退会手続を履践することにより、本クラブを退会することができる。

3.退会を希望する会員は、会社に対して退会申入れを行ったうえで、所定の退会届を会社に対して提出しなければならない。

4.会員が、前項所定の退会届を会社に提出したときは、退会届提出日より3ヶ月経過日に退会の効力が生じる。

#### 第10条(会員の義務)

1.会員は、会社が別途定める利用規定に従い、第3条で定める施設を一般の利用者に比し優先的に利用することができる。

2.会社は、特定の季節又は日時に特定の施設に会員の利用希望が集中したときは、会社の定める基準によりその調整を図る。

3.会員は、本条1項に定めるほか、次の特典を受けることができる。

(1)会社主催の各種イベント、その他の行事に有利な条件で参加すること

(2)会社が発行する会報等の配付を受けること

#### 第11条(会員の義務)

会員は会社に対し次の義務を負う。

(1)本クラブの目的実現に協力すること

(2)年会費を所定の期限までに会社に支払うこと

(3)所定の利用料及び参加料を会社に支払うこと

(4)入会契約、会員規則、その他会社の定める諸規則を遵守すること

(5)会員名義を他人に貸与したり、他人に自己名義を詐称させたりしないこと

(6)本クラブを第2条に定める目的を除く他の目的に利用しないこと

(7)本クラブの秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと

(8)住所その他登録事項に変更があったときには、速やかに所定の届出をすること

#### 第12条(会員の権利)

1.会員は、会員としての権利又は地位を利用し、一切の営業行為又はそれに類する行為を行ってはならない。

2.会員が、前項の規定に違反したときは、会社は、当該会員を直ちに除名処分することができる。

3.会員が本条1項に違反した場合において、会社は当該会員が会社に対して既に支払った金員を返還することを要しない。

4.会員が本条1項に違反した場合において、会員は会社に対し、当該会員が営業行為等によって獲得した全売上金相当額を損害賠償金として支払わなければならぬ。

#### 第13条(会員の権利)

1.当社は、一旦納入された入会金及び年会費は、理由の如何を問わずこれを返還しない。

2.年会費の金額及びその納入方法は、当社が別に定めるところによる。

3.当社は、物価の変動その他経済情勢等に応じ、会員が当社に対して毎年支払う年会費の金額を改訂することができる。

4.年会費の年度は、毎年4月から翌年3月まで(利用年度)とし、会員は会社に対し、毎年2月末までに翌年度分の年会費を納めなければならない。

#### 第14条(会員資格の承継)

1.個人会員が死亡した場合には、相続開始後1年内に限り、その相続人が、所定の名義変更届に戸籍謄本を添えて会社に提出し、別途会社が定める名義書換料を支払った後に、会社の承認を得ることにより会員資格を承継することができます。

この場合の会員承継手続は、第13条1項に準じ、別途会社の定めるところによる。

2.会員の相続人は、前項に定める手続完了の際は、会社に対して、会員資格の承継を対抗することができない。

3.本条1項の規定により会員資格を承継した場合、会員資格を承継した相続人は、相続開始時に遡って会員資格及び被相続人である会員が会社に対して有する一切の権利及び義務を承継する。

4.会員の相続人が2名以上あるときは、相続人1名に限り会員資格を承継できるものとし、会員資格を承継しようとする相続人は、本条1項の手続に加えて、遺産分割協議書その他相続人全員の承諾書(印鑑証明書添付)を会社に提出しなければならない。

5.会員の相続人が会員資格の承継を希望しない場合は、相続開始後1年内に限り、第13条並びに本条1項及び4項に定めるところにより、死亡会員の会員資格を第三者へ譲渡することができる。

6.会員の相続人が、本条1項又は5項に定めるいずれの手続もとらなかったときは、会社は、第8条2項による退会の申し出があつたものとみなすことができる。

7.法人会員が合併又は分割した場合は、存続法人又は承継法人が会社登記簿謄本その他の合併又は分割を証する書面を添え、前各項に準ずる手続きをとることにより会員資格を承継することができる。

8.本条による承継手続については、第13条2項及び3項を準用する。

#### 第15条(会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかの事由により会員資格を失う。

(1)退会したとき

(2)会社が入会契約を解除したとき

(3)会員資格を譲渡したとき又は会社分割によって会員資格が承継されたとき

(4)退会勧告を承諾したとき

(5)除名されたとき

(6)死亡し又は法人格が消滅したとき

#### 第16条(会員資格の一時停止・退会勧告・除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は、是正勧告、会員資格の一時停止、退会勧告、除名処分のいずれかの処分をとることができる。

(1)本会則、利用規程その他会社が定める規則等に違反したとき

(2)クラブの名譽、信用を傷つけ又は秩序を乱す行為のあったとき

(3)クラブの品位を損なう非行のあったとき

(4)会費その他会社に対する支払いを一定期間遅滞したときその他の会員としての義務履行を怠ったとき

(5)他の会員に迷惑を及ぼす行為があつたとき

(6)第7条2項各号のいずれかに該当する事実があつたとき

#### 第17条(休会)

1.会社は、病気入院、長期海外勤務など、会社が正当な理由があると認める場合に、は、当該会員の申し出に基づき、休会を承認することができる。

2.前項の場合において、会社から休会を認められた会員は、休会期間中に第9条に定める会員の権利を行使することができない。

#### 第18条(会員に対する通知)

1.会社は会員に対し、登録住所地宛に通知を発信する。

2.会社は、前項に定める通知を、会報への掲載をもってこれに代えることができる。

3.会社は会員に対し、年1回以上会報を発行する。

#### 第19条(ビジター)

1.会員が紹介し又は同伴するビジターは、会社の承諾を得て施設を利用することができる。

2.前項の場合において、会員は、自己の紹介又は同伴にかかるビジターの行った、施設内外における一切の行為及び会社に対して負担する債務について、ビジターと連帯して全責任を負う。

3.会社は、ビジターの利用料金その他の利用条件について別途これを定める。

4.会社は、施設の効率的運営を図るため、会員の利用に支障のない範囲で施設を一般ビジターの利用に供することができる。

#### 第20条(施設の増設・改築・使用制限・改廢等)

1.会社が、施設の新設又は増設もしくは第三者との間で新規に提携をし、これを本クラブの用途に供するものと追加指定したときには、原則として、従前からの会員に対しても新設・増設・新規提携施設に対する利用権を認めると共に、第6条の基準に従い会員の追加募集を行うことができる。

2.会社は、老朽化、天災地変などにより施設が甚だしい損傷を受けている場合には、当該施設の修理・増改築期間中はその全部又は一部の利用制限を行うことができる。

3.会社は、会員の依頼により、会員資格の譲渡を斡旋することができる。

4.会員は、会員資格の譲渡を停止することができる。

#### 第21条(会員資格の停止)

会員が本条による停止処分を受けた場合、会社は、是正勧告または退会勧告を行つた旨を会員に通知する。

#### 第22条(会員の除名)

会員が本条による除名処分を受けた場合、会員は、是正勧告または退会勧告を行つた旨を会員に通知する。

#### 第23条(会員の退会)

会員が本条による退会勧告を受けた場合、会員は、是正勧告を行つた旨を会員に通知する。

#### 第24条(会員の死後)</h